様式第１号（別紙）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　移住支援事業に関する報告及び立入調査について、県及び市から求められた場合には、それに応じます。

２　県及び市が、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

３　以下の場合には、葛󠄀城市移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

(1)　申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(2)　申請日から３年未満に本市以外の市区町村に転出した場合：全額

(3)　申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(4)　県の起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

(5)　申請日から３年以上５年以内に本市以外の市区町村に転出した場合：半額

４　以下の事項の全てに該当します。

(1)　暴力団員でないこと。世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団員でないこと。

(2)　日本国籍を有する者又は永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

５　葛󠄀城市暴力団排除条例（平成２３年葛󠄀城市条例第１５号）の趣旨に基づき、申請者及び世帯員が暴力団員等であるか否かの確認が必要な場合には、奈良県警察本部に対して照会することに同意します。

署　名